平成２２年（フ）第１０５４号
大阪府泉佐野市下瓦屋468番地第３亀井マンション110、前住所大阪府泉佐野市東佐野台12番22号
債務者　上山　京子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０５５号
大阪府和泉市今福町２丁目９番６―106号
債務者　石川　真人
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０５６号
大阪府和泉市今福町２丁目９番６―106号
債務者　石川　幸代
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０６１号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番15―502号
債務者　武田　俊明
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０６２号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目26番19―103号
債務者　中井めぐみ
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０６４号
大阪府貝塚市清児665番地３―４―913
債務者　碇　　照久
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０６５号
大阪府貝塚市清児665番地３―４―913
債務者　碇　　キヨ
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０６６号
大阪府貝塚市清児665番地３―４―913
債務者　碇　　閑
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０６７号
大阪府泉南市信達牧野1549番地の18
債務者　岩橋　秀子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０７０号
大阪府泉佐野市羽倉崎１丁目５番６―105号
債務者　市田　絵美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０７１号
大阪府貝塚市木積1943番地７
債務者　松浦　　淳
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０７４号
大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目６番４号サンシティ泉ヶ丘―203
債務者　川岸　隆之
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０７５号
大阪府泉佐野市日根野6454番地の45
債務者　玉置　拓也
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０７８号
大阪府岸和田市荒木町２丁目13番28号エスコートグリーンＡ206号
債務者　山中　　博
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０８０号
大阪府貝塚市東108番地９棟101号
債務者　堀部　美穂
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０８２号
大阪府岸和田市土生町５―３―18第二フジコーマンション501号、住民票上の住所大阪府岸和田市土生町５丁目１番34―206号
債務者　平井商店こと　平井　昭久
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０８４号
大阪府泉大津市菅原町２番８号
債務者　井出　**隆**夫
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係